

【重要】

令和4年9月5日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

## オンラインシステム初期登録/再登録のご案内

### 1. 本ご案内の対象者について

本ご案内は、現時点で再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com>」のURLからアクセスできるオンラインシステムをいい、以下「本システム」といいます。）に初期登録がされていない債権者、又はログイン情報（連絡先メールアドレス及びパスワード）を失念されたために再登録が必要な債権者の皆様を対象としております。

※ 既に本システムにログインできる債権者の皆様は、本ご案内の対象者ではございませんので、本ご案内をお読みいただく必要はございません。

### 2. 本システムへの初期登録/再登録の必要性

現在、再生管財人は、令和3年11月16日付で東京地方裁判所の認可決定が確定し成立した再生計画（以下「本再生計画」といいます。）に従った弁済（以下「本件弁済」といいます。）に向けて準備を進めております。

令和4年7月6日付「弁済に向けた手続に関するご案内」のとおり、債権者の皆様には、本システムを利用して、本件弁済を受領するための口座登録や弁済方法の選択等の手続を行っていただくことを予定しております。所定の期限までに本システムへの登録が行われていないと、上記手続を行うことができず、本再生計画に従った仮想通貨弁済や金融機関を通じた弁済を受けることができません。その場合、再生管財人が指定する日本国内の場所にて現金（日本円）を手渡しで受け取る方法で弁済を受けることとなります。この場合、仮想通貨や外貨での弁済を受けることはできません。日本国内での現金の受取りもなされない場合、再生管財人は、当該現金を東京法務局に対して供託することになりますので、予めご了承ください。

以上のとおり、本システムへの初期登録/再登録は、本再生計画に基づく本件弁済を受領いただくにあたって非常に重要な手続ですので、まだ本システムへの初期登録/再登録が完了していない債権者の皆様は、必ず下記の案内を確認して、速やかに本システムへの初期登録/再登録を行ってください。

**【重要】**

**3. 本システムへの初期登録/再登録の方法に関するご案内**

① 債権者コードの申請ページ

初期登録/再登録の際には、債権者コードが必要となりますので、債権者コードをお持ちでない方は、まずはこちらのリンクから債権者コードを申請してください。なお、再登録の場合には、従前のアカウント情報を初期化する必要がありますので、下記リンクの説明に従ってアカウント情報を初期化した上で、債権者コードを申請してください。

<https://claims.mtgox.com/pre-signup>

② 本システム初期登録/再登録ページ

債権者コードを取得後、下記リンクから初期登録/再登録ページにアクセスし、画面上の案内に従って初期登録/再登録を完了してください（債権者コードを取得しただけでは本システムへの初期登録/再登録は完了しませんのでご注意ください。）。

<https://claims.mtgox.com/signup>

③ 本システムに初期登録/再登録するための方法

本システムへの初期登録/再登録の具体的な方法や流れについては、下記リンクのご案内（令和3年10月6日付「オンラインシステムに初期登録/再登録するための方法」）をご参照ください。MTGOXのホームページからもアクセスできます。

[https://www.mtgox.com/img/pdf/20211006\\_000\\_announcement\\_ja.pdf](https://www.mtgox.com/img/pdf/20211006_000_announcement_ja.pdf)

また、この登録機能では、ウェブブラウザとして最新のバージョンの Google Chrome を推奨しております。最新のバージョンの Google Chrome 以外のウェブブラウザを使用した場合にはエラーが生じる可能性がありますのでご了承ください。

本システムの初期登録/再登録に関してよくある質問については、下記 URL の FAQ をご参照ください。FAQ によってもご不明点が解消されない場合、FAQ 内に設置されているお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

FAQ : <https://claims.mtgox.com/faq>

なお、お問い合わせフォームからは多数のお問い合わせを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

再生管財人の事務所への直接のお問い合わせ、Eメールによるお問い合わせ等は対応ができませんので、予めご了承ください。

以上